

# 庶民金融とマイクロファイナンス

松尾 順介

はじめに

近年、マイクロファイナンスが注目を集めている。マイクロファイナンスの定義は、必ずしも明確ではないが、担保となるような資産を持たない貧困層に対して、小口融資など小規模な金融サービスを提供するものとされる。いわゆる金融弱者に対して少額の無担保貸付などを提供し、その資金で自立支援を促し、マクロ的な経済発展につなげようとしている点の特徴と思われる。二〇〇六年にノーベル平和賞を受賞し注目を浴びた、ムハマド・ユヌスのグラミン銀行は、世界のマイクロファイナンスの中心的存在といえよう。また、マイクロファイナンスを提供する金融機関は、いまや世界的な広がりを見せており、貧困対策の有力な手法とみなされるようになっていく。

ところで、このようなマイクロファイナンスは、日本には存在しないといわれることがあるが、日本には庶民金融の長い歴史がある。つまり、鎌倉時代に起源を有する、無尽や頼母子などは、庶民に対して金融サービスを提供してきた歴史があり、その仕組みは今日のマイクロファイナンスと共通する点が多い。また、これらの庶民金融は、戦後金融システムの中に制度的に組み込まれ、中小企業や個人に対する金融サービスを提供し、戦後の成長の一端を担ったといえる。

そこで、本稿では、日本の伝統的な庶民金融とは、どのようなものであり、どのような仕組みで運営されてい

たのかを概観し、今日のマイクロファイナンスとの共通点と相違点を考察する。

## 1 マイクロファイナンス

今日、マイクロファイナンスが普及するのに伴い、それぞれの金融機関によって、様々なビジネスモデルが採用されており、必ずしも一概にいけないが、ここでは、マイクロファイナンスのパイオニアであるグラミン銀行を例にとって、その概要を示しておく。<sup>(1)</sup>

① 貧困層による所有…グラミン銀行プロジェクトは、一九七六年にバングラデシュで開始され、一九八三年に特別法上の銀行に改組された。現在、その株主の九五％は、借り手であり、その大半が貧困層の女性である。また、残り五％の株主は政府である。

② 融資…融資は、無担保で、連帯保証もない。借り手は五人のグループに属することになるが、グループのメンバーは、他のメンバーの債務保証や代位弁済を要求されることはない。つまり、返済義務は個々の借り手のみ課される。なお、借り手の総数は八三六万人で、うち九七％は女性である。

③ 融資額…創業以来の融資額は、六一二億タカ（一〇三・八億ドル）である。うち五四三五・五億タカ（九二億ドル）は、すでに返済済みである。したがって、現在の残高は、六八七・一億タカ（九・七億ドル）である。二〇一〇年三月から二〇一一年二月までの一年間に、九八五・六億タカ（一四・一億ドル）を融資した。

④ 返済率…融資の返済率は九七・三二％である。

⑤ 融資資金…融資の資金は一〇〇％銀行預金による調達である。なお、預金の五五％超は、銀行の借り手からの調達であり、預金は融資残高の一五〇％に達している。また、借り手の預金は増加しており、これが同行の

重要な基盤となつてゐる。

⑥ 寄付金なし…一九九五年に同行はいかなる寄付金も受け取らないという決定を下した。最後に寄付金を受け取つたのは、一九九八年である。今後も同行は、寄付金や国内外からの融資を受け入れる必要性はないものと考えてゐる。預金の累増は、信用供与に必要な金額を十分上回る見込みである。

⑦ 銀行の支店とスタッフ…支店数は二五六五で、八万一二七八の村々で活動し、二万二二七七名のスタッフを有している。

⑧ 利益…一九八三年、一九九一年および一九九二年を除いて、創業以来、毎年同行は黒字を維持した。

⑨ 配当…二〇〇九年の配当利回り（現金ベース）は、三〇％であり、同年の他行の配当と比較して、最も高い利回りであった。同行の過去最高の配当は、二〇〇六年の一〇〇％であった。同行は配当額を確保し、毎年の配当額を平準化するためにファンドを設立している。

⑩ 融資金利…四種類の金利を設定しており、事業資金…二〇％、住宅ローン…八％、学費ローン…五％、窮境者向け…〇％となつてゐる。なお、同行の融資金利は、政府金利よりも低水準である。

⑪ 一件当たりの平均的な融資金額…事業資金…二万八三〇三タカ（三九八・四一ドル）、住宅ローン…一万三〇六一タカ（一八四・九五ドル）などとなつてゐる。また、事業資金の最高は一六〇万タカ（二万三三〇九ドル）である。

⑫ 預金金利…同行の預金金利は、八・五％から一二％と魅力的な水準を維持している。

また、同行については、銀行の下部組織として地域本部を設立し、借り手に対して生活指導や返済についての指導を行つてゐることや、審査に際して将来の返済能力を重視していることが紹介されてゐる。<sup>(2)</sup>

以上のように、グラミン銀行によるマイクロファイナンスは、貧困層に対して、小額資金を融資することで、貧困層の自立を支援し、その生産活動を促し、経済成長に寄与したと評価されている。

ただし、上記のように評価される一方、様々な課題があることも指摘されている。<sup>③</sup>

① 高齢、障害、疾病などを抱えているため労働意欲があっても十分に働くことができない人々あるいは極貧層は、融資を受けにくい。

② 融資規模が小さく、返済期間が短いため、事業資金としては使い勝手が悪い。

③ 五人一組のグループを形成し、融資を受けるためには、順番を待たねばならず、前のメンバーが返済した後、次のメンバーが融資を受ける仕組みであるため、融資の機動性に欠ける。

④ 貸付金利が高い。

このような課題は、グラミン銀行だけでなく、マイクロファイナンスに共通する要素を持つていると思われる。また、日本の伝統的な庶民金融にも共通する点がある。したがって、次に日本の伝統的な庶民金融である、無尽や頼母子について見てみよう。

## 2 無尽・頼母子の起源と成立

まず、日本の伝統的な庶民金融として、無尽（講）または頼母子（講）を挙げることができる。いずれも長い歴史を有しており、その概略は以下である。<sup>④</sup>「無尽」とは、もともと仏教用語であり、鎌倉時代の「土倉」（一種の質屋）に関連する用語として使われたといわれる。この「土倉」が提供する有担保の利付融資資金は、「無尽銭」といわれた。また、「頼母子」とは、相互扶助のもとに発生し、無利息・無担保の貸付を行うものであり、

土倉が融資しないときの代替手段として形成され、機能したとされる。その後、無尺は関東、頼母子は関西で発展した。また、頼母子も利付・担保付に変化し、同一視されるようになり、室町時代に基本形態が完成し、農民、商人から武家に至る各階層で利用された（以下、無尺とのみ記述する）。さらに、「講」とは、仏語起源で、經典の講義をなす団体を意味し、神社仏閣の維持資金を拠出する団体または参拝資金を積み立てる団体（宗教講）へと変化、さらに金融組織（金融講）へと変化したといわれる。つまり、庶民の金融ニーズを反映して、自然発生的に形成されたものであろう。この点は、現在のマイクロファイナンスが、グラミン銀行などの金融機関によって導入・普及している点とは明らかに異なっている。

次に、このような無尺の基本形態は、室町時代に完成したといわれ、そのスキームは、おおむね以下のように説明されている。<sup>(5)</sup>

- ① 一名ないし数名の「親」が、発起人となり、十数名の会員を募集して「講」の組織を作る。これは、「講衆」または「衆中」などといわれる。その上で、会員は規約を締結する。
- ② 講衆は、定期的に会合を開催し、毎回特定の金穀を醸出する。これは、懸金、懸足、懸米などといわれる。
- ③ 毎回醸出した懸銭を抽選または入札で講衆のうちの一名に貸与する。これは「取足」などといわれる。
- ④ 一度当選した会員は二度目の抽選には加われないが、毎回の懸銭を醸出する義務があり、これが定期的な返済となる。その際、有利子となる場合、あるいは担保や保証人付きの場合があった。
- ⑤ 講衆全員が当選する段階を「満」といい、講は解散することとなっていた。

このスキームを見ると、グループを形成して融資を行う点やグループメンバー内で金融が行われている点など、グラミン銀行のスキームと類似していると思われる。

第三に、江戸時代の無尽は、多様化し、次のような種類の無尽が展開した。<sup>(6)</sup>

① 寺院の無尽・富くじまがいの無尽が出現・流行した。当初、幕府もこれを認可したが、射幸心をあおるものとされ、天保の改革で禁止されたが、必ずしもこれらの禁令は有効ではなかった。

② 農村の無尽・農民の消費金融として発展したが、徐々に農地や牛馬など、生産手段の購入資金の融通として利用されるようになった。特に、商品経済の進展とともに、資金需要が拡大したことから、入札方式が導入された。また、取金通増方式や掛金通減方式なども採用されるようになった。ただし、入札方式では、講元が差金を取得することになり、これが講元の利益となるが、この差金が拡大すると、その分だけ取金は減少し、これが弊害となることも指摘された。

③ 武士階級の無尽・下級武士の間で、消費金融として利用されるようになった。特に、江戸参勤費用を中心とした保険類似の無尽は、重要な役割を果たしたといわれている。<sup>(7)</sup>

④ 商人階級の無尽・町人階級の中で消費金融として利用されたが、商品経済の発展に伴って、商工資金調達に利用されるようになり、常時的金融機関形態をとるようになったといわれる。

### 3 明治から戦前期にかけての無尽

明治になると近代的な銀行制度が採用されるようになるが、庶民は無尽などの金融手段を利用した。ただし、殖産興業の過程で、無尽のあり方は、旧来の組合的な無尽から永続的・営利的な無尽へと転換していった。特に、都市部の無尽は、重要な金融機関としての展開を目指した。<sup>(8)</sup> 具体的には、明治三四年三月、小林寅吉が「大和会」という営業無尽を設立したのが嚆矢とされ、<sup>(9)</sup> 同三四年七月には、山口仲蔵が「共栄合資会社」を設立し、その後

各地に無尽会社が設立された。なお、前者は東京式無尽の創始者、後者は大阪式無尽会社の始祖とされる（東京式・大阪式については後述）<sup>(10)</sup>。

ところで、明治以降も富くじ類似の無尽は規制され、各府県の警察がその取締を担当した。明治二九年、警視庁は、無尽講の設立に際し、発起人は加入者の住所・氏名・立会場・年月日、会員間の契約証書の届出を義務付けた。さらに、明治三十一年以降、各県で講会取締規則が制定されていった。その結果、無尽に類する講会を組織する際には、警察署の認可を要することになり、発起人は講会の名称、目的、方法、地域、掛金ならびに掛戻金の收支計算などを届け出ることとなった。

他方、従来の無尽とは起源が異なるものの、無尽方式を取り入れた貯金会社が拡大・成長した。貯金会社は、講会取締規則に触れないだけでなく、小資本で設立可能であった（ただし、当時の貯金会社は、商取引、不動産・船舶売買等、資金運用受託、保険代理業、建築請負、債権取立、有価証券の割賦販売など他業との兼業が多かったといわれる）。さらに、明治四三年以降の公債の低利借り換えによって、貯蓄層の資金が流入したため、貯金会社は急速に発展した。<sup>(11)</sup> 大正四年二月発表の大蔵省『無尽二関スル調査』では、貯金会社は営業無尽と定義されており、全国の無尽会社数・八三一、契約総額・一億三七六四万円、契約中抽選・入札により貸付けた額・三六七八万円となっている。また、無尽会社の長所として、①商工業資金調達手段、②細民の利便性、③貯蓄心の向上、④質屋・高利貸しより低利、⑤資金の長期性、⑥無担保貸付の場合があること、⑦共愛的道德方便、といった点が挙げられているが、その反面、次のような課題も指摘されている。①当せん時期によって金利計算上の得失不同、②極端な低額入札、③資金需要の緩急に対応できず、④貯金会社の経営基盤薄弱、⑤兼業のリスク、⑥会社役員的身元不確実、⑦帳簿整理不備、などである。このような課題を抱えていたために、営業無尽のあり

方が、時に社会問題化した方が、適切な法規制がなかった。

そのため、政府は明治末年ごろから無尽に関する調査を行い、法規制の在り方を検討し、政府案として庶民銀行法案をとりまとめたが、農商務省や警視庁との折衝の過程で、庶民銀行の業務を信用組合として規制する方針であった農商務省の反対にあつたため、営業無尽を無尽業法で規制し、免許制とする案をとりまとめ、大正四年に発表した。しかし、この案は無尽業者にとつて、厳しい内容であつたため、全国的な反対運動が盛り上がったが、これら業者の反対にもかかわらず、大正四年に無尽業法が成立し、営業無尽は免許制に移行した。

無尽業法の概要は以下の通りである。①定義・典型無尽および類似無尽（ただし、賭博は排除）、②免許・大蔵大臣の免許、③資本金・株式会社等は最低三万円、④商号・無尽、⑤他業兼業禁止、⑥営業区域・一道府県、⑦運用制限・国債等、有価証券担保貸付、掛金者に対する貸付、銀行預金・郵貯、⑧取締役の責任・連帯責任、⑨経営者の加入禁止、⑩報告義務・主務大臣および公告、⑪検査、⑫細則・期間五年以内、給付金額一〇〇〇円以内、口数一〇〇以内、などである。

これにより、営業無尽の業者数は、業法制定直後の大正四年、一三六三業者だったが、このうち業法による免許申請は、約二〇〇で、大正五年末時点で、免許を受けた業者は一三六であった。その後、免許申請は増加し、業者数は大正七年一九二、大正八年二〇六と増加した<sup>(12)</sup>。また、免許制に移行したことで、その信用度が確立したとされる<sup>(13)</sup>。さらに、昭和に入つて、金融恐慌が勃発したが、無尽業者は平常通り営業し、その評価を高めた。この間、無尽会社数は、昭和元年二四三から翌二年二五一、同三年二五八とむしろ増加している<sup>(14)</sup>。

その後、戦時統制期には、無尽掛金表が合理化・統一化（昭和一二年）されるとともに、無尽簿記の改正が行われ、会社と加入者間の債権・債務関係が明確化された。また、無尽会社の合同が促進され、業者数は、昭和一

○年の二六二から昭和二〇年には五九に減少した。さらに、中小企業が軍需企業へ再編されていったため、融資が縮小し、貯蓄金融機関として国債消化を担われた。この過程の中で、無尽業者は業界団体を通じて、無尽業法の改正を要求する運動を続け、昭和六年には大幅な改正（いわゆる新無尽業法）<sup>(15)</sup>を実現した。

ところで、ここで無尽による掛金表を見ておこう。前述のように、無尽の掛金表は、東京式と大阪式、さらに折衷式の三パターンに分類される。

まず、東京式は、未給付口の掛金および給付済み口の掛金ともに定額（給付前後の掛金は不変）であり、最終回に給付を受ける口の掛金総額が給付額を上回る方式である。これは、金融無尽とよばれる（図表1）。

次に、大阪式は、未給付口の掛金が低減し、給付済み口掛金は定額（給付前後で変化）である。最終回に給付を受ける口の掛金総額は、給付金額を下回る。これは、貯蓄無尽とよばれる（図表2）。

さらに、折衷式は、未給付口の掛金が低減、給付済み口掛金は、給付時期によって変化し、最終回に給付を受ける口の掛金総額と給付金額とが等しくなる方式である。

このような掛金表は、業者ごとに異なっており、昭和一〇年に統一されるまで、全国に三千数百種類が存在したといわれる。これが統一化<sup>(16)</sup>され、大阪式が主流になった。

#### 4 戦後の営業無尽と相互銀行

戦後の営業無尽における変化として、まず預金取り扱いが挙げられる。昭和二〇年一〇月、普通預金および定期預金の取り扱いが開始となり、二四年から当座預金の取り扱いが開始となった。次に、新円切り替えに伴い、新円無尽の取り扱いが認められた。つまり、無尽掛金も封鎖預金の対象となったことから、新円で給付する新円

図表1 無尽予定収支計算表（東京式）

口数 42口  
1口の給付金額100円  
抽籤入札日 20日毎

回数	抽籤 札	給付未済口掛金			給付済口掛金			掛金 合計	入札差金		収入金 合計	給付高	毎回 剰余金	備考
		口数	一口	小計	口数	一口	小計		落札高	収入				
1	入	42	250	10500				10500	7000	600	11100	10000	1100	
2	入	41	250	10250	1	286	286	10536	7090	582	11118	10000	1118	
3	入	40	250	10000	2	286	572	10572	7180	564	11136	10000	1136	
4	入	39	250	9750	3	286	858	10608	7270	546	11154	10000	1154	
5	抽	38	250	9500	4	286	1144	10644			10644	10000	644	
6	入	37	250	9250	5	286	1430	10680	6361	528	11208	10000	1208	
7	入	36	250	9000	6	286	1716	10716	7452	510	11226	10000	1226	
8	入	35	250	8750	7	286	2002	10752	7543	491	11243	10000	1243	
9	入	34	250	8500	8	286	2288	10788	7634	473	11261	10000	1261	
10	抽	33	250	8250	9	286	2574	10824			10824	10000	824	
11	入	32	250	8000	10	286	2860	10860	7725	455	11315	10000	1315	
12	入	31	250	7750	11	286	3146	10896	7816	430	11326	10000	1326	
13	入	30	250	7500	12	286	3432	10932	7907	419	11351	10000	1351	
14	入	29	250	7250	13	286	3718	10968	7998	400	11368	10000	1368	
15	抽	28	250	7000	14	286	4004	11004			11004	10000	1004	
16	入	27	250	6750	15	286	4290	11040	8089	328	11422	10000	1422	
17	入	26	250	6500	16	286	4576	11076	8180	364	11440	10000	1440	
18	入	25	250	6250	17	286	4862	11112	8271	346	11458	10000	1458	
19	入	24	250	6000	18	286	5148	11148	8361	328	11476	10000	1476	
20	抽	23	250	5750	19	286	5434	11184			11584	10000	1184	
21	入	22	250	5500	20	286	5720	11220	8453	309	11529	10000	1529	
22	入	21	250	5250	21	286	6006	11256	8544	291	11547	10000	1547	
23	入	20	250	5000	22	286	6292	11292	8635	273	11565	10000	1565	
24	入	19	250	4750	23	286	6578	11328	8726	255	11583	10000	1583	
25	抽	18	250	4500	24	286	6864	11364			11364	10000	1364	
26	入	17	250	4250	25	286	7150	11400	8817	237	11637	10000	1637	
27	入	16	250	4000	26	286	7436	11436	8908	218	11654	10000	1654	
28	入	15	250	3750	27	286	7722	11472	8999	300	11672	10000	1672	
29	入	14	250	3500	28	286	8008	11508	9090	182	11690	10000	1690	
30	抽	13	250	3250	29	286	8294	11544			11544	10000	1544	
31	入	12	250	3000	30	286	8580	11580	9181	164	11744	10000	1744	
32	入	11	250	2750	31	286	8866	11616	9272	146	11762	10000	1762	
33	入	10	250	2500	32	286	9152	11652	9363	127	11779	10000	1779	
34	入	9	250	2250	33	286	9438	11688	9454	109	11797	10000	1797	
35	抽	8	250	2000	34	286	9724	11724			11724	10000	1724	
36	入	7	250	1750	35	286	10010	11760	9545	91	11851	10000	1851	
37	入	6	250	1500	36	286	10296	11796	9638	73	11869	10000	1869	
38	入	5	250	1250	37	286	10582	11832	9727	55	11887	10000	1887	
39	入	4	250	1000	38	286	10868	11868	9818	36	11904	10000	1904	
40	抽	3	250	750	39	286	11154	11904			11904	10000	1904	
41	入	2	250	500	40	286	11440	11940	9905	18	11958	10000	1958	
42	入	1	250	250	41	286	11726	11976	10000		11976	10000	1976	
合計			10500	2,25750			2,46246	4,71996	2,88955	10209	4,82205	4,20000	62205	

(出所) 全国相互銀行協会 (1971)、50ページ。

図表2 無尽予定収支計算表(大阪式)

1口の給付金額 100円

口数 50

抽籤入札日第2回及第3回は30日目毎

その後は20日目毎

回数	抽籤 入札	給付未済口掛金			給付済口掛金			掛金合計	給付金	差引過不足金(△)	差引累計 剰余金
		口数	一口	小計	口数	一口	小計				
1	抽籤	50	5.00	250.00	0	0	0	250.00	100.00	150.00	150.00
2	入札	49	5.00	245.00	1	2.30	2.30	247.30	100.00	147.30	297.30
3	入札	48	5.00	240.00	2	2.30	4.60	244.60	100.00	144.60	441.90
4	抽籤	47	2.50	117.50	3	2.30	6.90	124.40	100.00	24.40	466.30
5	入札	46	2.50	115.00	4	2.30	9.20	124.20	100.00	24.20	490.50
6	入札	45	2.50	112.50	5	2.30	11.50	124.00	100.00	24.00	514.50
7	抽籤	44	2.50	110.00	6	2.30	13.80	123.80	100.00	23.80	538.30
8	入札	43	2.50	107.50	7	2.30	16.10	123.60	100.00	23.60	561.90
9	入札	42	2.50	105.00	8	2.30	18.40	123.40	100.00	23.40	585.30
10	抽籤	41	2.50	102.50	9	2.30	20.70	123.20	100.00	23.20	608.50
11	入札	40	2.50	100.00	10	2.30	23.00	123.00	100.00	23.00	631.50
12	入札	39	2.50	97.50	11	2.30	25.30	122.80	100.00	22.80	654.30
13	抽籤	38	2.50	95.00	12	2.30	27.60	122.60	100.00	22.60	676.90
14	入札	37	2.00	74.00	13	2.30	29.90	103.90	100.00	3.90	680.80
15	入札	36	2.00	72.00	14	2.30	32.20	104.20	100.00	4.20	685.00
16	抽籤	35	2.00	70.00	15	2.30	34.50	104.50	100.00	4.50	689.50
17	入札	34	2.00	68.00	16	2.30	36.80	104.80	100.00	4.80	694.30
18	入札	33	2.00	66.00	17	2.30	39.10	105.10	100.00	5.10	699.40
19	抽籤	32	2.00	64.00	18	2.30	41.40	105.40	100.00	5.40	704.80
20	入札	31	2.00	62.00	19	2.30	43.70	105.70	100.00	5.70	710.50
21	入札	30	2.00	60.00	20	2.30	46.00	106.00	100.00	6.00	716.50
22	抽籤	29	2.00	58.00	21	2.30	48.30	106.30	100.00	6.30	722.80
23	入札	28	2.00	56.00	22	2.30	50.60	106.60	100.00	6.60	729.40
24	入札	27	1.50	40.50	23	2.30	52.90	93.40	100.00	△6.60	722.80
25	抽籤	26	1.50	39.00	24	2.30	55.20	94.20	100.00	△5.80	717.00
26	入札	25	1.50	37.50	25	2.30	57.50	95.00	100.00	△5.00	712.00
27	入札	24	1.50	36.00	26	2.30	59.80	95.80	100.00	△4.20	707.80
28	抽籤	23	1.50	34.50	27	2.30	62.10	96.60	100.00	△3.40	704.40
29	入札	22	1.50	33.00	28	2.30	64.40	97.40	100.00	△2.60	701.80
30	入札	21	1.50	31.50	29	2.30	66.70	98.20	100.00	△1.80	700.00
31	抽籤	20	1.50	30.00	30	2.30	69.00	99.00	100.00	△1.00	699.00
32	入札	19	1.50	28.50	31	2.30	71.30	99.80	100.00	△0.20	698.80
33	入札	18	1.50	27.00	32	2.30	73.60	100.60	100.00	0.60	699.40
34	抽籤	17	1.50	25.50	33	2.30	75.90	101.40	100.00	1.40	700.80
35	入札	16	1.00	16.00	34	2.30	78.20	94.20	100.00	△5.80	695.00
36	入札	15	1.00	15.00	35	2.30	80.50	95.50	100.00	△4.50	690.50
37	抽籤	14	1.00	14.00	36	2.30	82.80	96.80	100.00	△3.20	687.30
38	入札	13	1.00	13.00	37	2.30	85.10	98.10	100.00	△1.90	685.40
39	入札	12	1.00	12.00	38	2.30	87.40	99.40	100.00	△0.60	684.80
40	抽籤	11	1.00	11.00	39	2.30	89.70	100.70	100.00	0.70	685.50
41	入札	10	1.00	10.00	40	2.30	92.00	102.00	100.00	2.00	687.50
42	入札	9	1.00	9.00	41	2.30	94.30	103.30	100.00	3.30	690.80
43	抽籤	8	1.00	8.00	42	2.30	96.60	104.60	100.00	4.60	695.40
44	入札	7	1.00	7.00	43	2.30	98.90	105.90	100.00	5.90	701.30
45	入札	6	1.00	6.00	44	2.30	101.20	107.20	100.00	7.20	708.50
46	抽籤	5	0.50	2.50	45	2.30	103.50	106.00	100.00	6.00	714.50
47	入札	4	0.50	2.00	46	2.30	105.80	107.80	100.00	7.80	722.30
48	入札	3	0.50	1.50	47	2.30	108.10	109.60	100.00	9.60	731.90
49	抽籤	2	0.50	1.00	48	2.30	110.40	111.40	100.00	11.40	743.30
50	入札	1	0.50	0.50	49	2.30	112.70	113.20	100.00	13.20	756.50
計			90.00	2,939.00		112.70	2,817.50	5,756.50	5,000.00	756.50	

(出所) 全国相互銀行協会(1971)、51ページ。

図表 3 中小企業金融機関別融資残高  
(昭和26年3月末、百万円)

銀行	327,286 (58%)
無尽	89,159 (16%)
信組	33,782 (6%)
農協	67,978 (12%)
農中	29,670 (5%)
商中	12,284 (2%)
国民金融公庫	6,115 (1%)

(出所) 全国相互銀行協会 (1971)、130ページ。

無尽が認められた。さらに、貯蓄増強を背景として、様々な新規無尽が導入された。割増無尽(賞金または賞品付き)、新福無尽(くじ付き折衷式)、宝来無尽(新福無尽の後継)などである。<sup>(17)</sup>

他方、戦後に誕生した殖産会社が無尽に参入した。殖産会社は、金融逼迫に苦しむ中小・零細企業に対して融資を行ったことで拡大し、その特徴は、随時加入、一定の掛込みによる融資、日掛け方式であった。これらの殖産会社は、看做無尽の免許を取得することで、無尽に参入した。平和相互、東京相互、福徳相互などは、殖産会社に端を発する金融機関である。<sup>(18)</sup>

なお、戦後の中小企業向け融資において、無尽の果たした役割は大きく、昭和二六年には、一六%を占めるにいたった(図表3)。

このような無尽会社の拡大は、金融機関としての存在価値を高め、無尽業法改正の必要性も高まった。つまり、それまでの無尽業法は取締的な色彩が強く、業務規定を欠いており、付随業務規定も欠如していた。また、資金運用規定の制約が強く、柔軟な運用が制約されていた。さらに、取締役の責任が大きく、有力な人物を取締役に迎えることが難しかった。その上、営業区域の制限が厳しく、都道府県内に制約されていた。<sup>(19)</sup>

そこで、無尽業法の整備が検討され、金融業法案や銀行法案などとの関連で議論された。このような議論は、GHQによる占領下において進められ、紆余曲折を経て、最終的には、無尽業態を単独法によって規制する方向が定まり、昭和二六年に相互銀行法として成立・施行されるにいたった。相互銀行法が施行されたことで、無尽業態は、中小企業専門金融機関として、普通銀行の行き届かない中小企業金融

で機能を發揮するとともに、普通銀行同様の金融機能を担うことになった。従来、手形割引、手形貸付、為替業務などは認められなかったが、これにより解禁された。

なお、相互銀行法によって業務は、次の通りとなった。①掛金、②預金、③貸付、④手形割引、⑤有価証券の保護預かり、⑥有価証券払込金の受け入れ、⑦元利金・配当金の支払いの取り扱い、である。また、融資については、大口信用供与の制限（一〇％規制）を受けることになった。これは小口分散を促すためである。

これにより、無尽会社は相互銀行へ転換（免許取得）することになり、昭和二六年には無尽会社五八社が相互銀行に転換した。<sup>(20)</sup>

## 5 マイクロファイナンスと庶民金融との比較

以上のように無尽業態の歴史の変遷をたどることによって、マイクロファイナンスとの共通点と相違点が浮かび上がってくると思われる。以下、グラミン銀行を例にとつて、両者を比較しよう。

まず、共通点としては、①預金ないし掛金として調達された資金が貸付に回され、資金の出し手と取り手が重なり合うという点である。無尽の場合は、掛金の出し手は、そのまま取り手となる。また、グラミン銀行の場合も、預金者と借り手は重なり合っている。②資金の取り手がグループを組む点である。グラミン銀行の場合、五人が一組となり、順次融資を受けることになる。また、無尽の場合も、抽選ないし入札で順次融資を受ける。③小額の融資額という点である。戦前の無尽の融資額の価値と現在のグラミン銀行の融資額のそれとを比較することは難しいが、基本的には小口融資という点で共通していると考えられる。④資金調達の柔軟性の低さという点である。無尽の場合、月一回の講会で融資が行われるので、機動性に欠けるといわれる一方、グラミン銀行も順

番が回ってこないと融資を受けられず、機動的な資金調達が難しい。

次に、相違点としては、①自立支援や返済指導について、グラミン銀行は、これらの支援や指導を特徴としており、これが貧困削減につながっているといわれるが、無尽では、このような支援や指導が行われたとは考えにくい。②担保・保証について、グラミン銀行は、無担保・無保証を特徴としているが、無尽の場合、担保付あるいは保証付の場合があり、この点は相違があると思われる。③貸出審査について、グラミン銀行の貸し手の九七％が女性であり、返済率が九七・三二％と高水準であることを考えると、独自の審査体制や基準を有し、それが奏功していると考えられる。その反面、無尽の場合、審査については、特別な審査体制や基準があったとは考えにくく、この点で両者には相違がある。ただし、無尽の場合、地域や階層、職種などの共同体を基礎にして、講会が形成されていたことを考えると、貸し手と借り手の間の情報の非対称性は、元々小さかったのではないだろうか。それが、無尽の歴史的発展に寄与していたのではないかと推測できる。

#### まとめ

菅（二〇〇九）によると、マイクロファイナンスには、四つのビジネスモデルが存在するという。<sup>(21)</sup>①アップ・グレード型、②ダウン・グレード型、③リンケージ型、④グリーン・フィールド型である。①は、当初マイクロファイナンスを手掛けていたNP0などが、銀行などの金融機関に成長していく場合である。②は、逆に既存の金融機関がマイクロファイナンスを手掛けるようになる場合である。③は、既存の金融機関が、マイクロファイナンスを手掛けるNP0などと連携する場合である、④は、マイクロファイナンスに特化した金融機関を新設する場合である。日本の無尽は、このうち①のモデルに近いと思われる。自然発生的に生まれた講会が進歩・拡大

し、金融機関に発展したからである。しかし、逆に、このような発展の結果、金融機関化した無尽は、小口の互助的な金融スキームという特徴を徐々に失い、既存の銀行と同一化したと考えられる。

#### 参考文献

- ・池田龍蔵『稿本無尽の実際と学説』大鐙閣、一九一八年
- ・来栖赳夫『無尽業法講話』啓明社、一九三〇年
- ・小坂珠城『改訂増補無尽業態の研究』文雅堂、一九三〇年
- ・菅正広『マイクロファイナンス』中央公論新社、二〇〇九年
- ・菅正広『マイクロファイナンスのすすめ』東洋経済新報社、二〇〇九年
- ・全国相互銀行協会『相互銀行史』全国相互銀行協会、一九七一年
- ・フェルダ―直子(森友環莉訳)『入門マイクロファイナンス』ダイヤモンド社、二〇〇五年
- ・南弘道『無尽金融の社会的基礎』先進社、一九三一年
- ・森嘉兵衛『無尽金融史論』法政大学出版局、一九八二年
- ・由井健之助『頼母子講と其の法律関係』岩波書店、一九三五年
- ・Armenđariz, B. and Morduch, J., (2005), *The economics of microfinance*. MIT Press
- ・Hulme, D. and Arun, T., ed, (2009), *Microfinance: a reader*. New York, Routledge
- ・Islam, T., (2007), *Microcredit and poverty alleviation*. Hampshire, Ashgate
- ・Lebossé, J. (1998), *Micro-financing and local development*, Canada, Organisation for Economic Co-operation and Development

・ Schneider, H. ed., (1997), *Microfinance for the poor?* Development Centre of the Organisation for Economic Co-operation and Development

注

- (1) Grameen Bank At A Glance, February, 2011, [http://www.grameen-info.org/index.php?option=com\\_content&task=view&id=26&Itemid=175](http://www.grameen-info.org/index.php?option=com_content&task=view&id=26&Itemid=175)
- (2) 菅正広 (二〇〇九)、三九〜四一ページ、参照。
- (3) 前掲、菅 (二〇〇九)、五四〜五五ページ、参照。
- (4) これらについては、相当な研究蓄積があるが、ここでは詳しくは立ち入らない。森 (一九八二) は、その成立から明治前期までを研究対象としている。また、全国相互銀行協会 (一九七二) は、戦後の展開まで対象としており、歴史的な展開を通観するのに便利である。本稿では、この記述に依拠して、庶民金融史を概観する。
- (5) 全国相互銀行協会 (一九七二)、五〜六ページ。
- (6) 前掲、全国相互銀行協会 (一九七二)、六〜一〇ページ、参照。
- (7) 森嘉兵衛 (一九八二)、一一二ページ、参照。
- (8) 前掲、森 (一九八二)、四二六ページ、参照。
- (9) 池田龍蔵 (一九一八)、一〇二ページ、参照。
- (10) 前掲、全国相互銀行協会 (一九七二)、一五〜一六ページ、参照。
- (11) 前掲、全国相互銀行協会 (一九七二)、一八〜一九ページ、参照。

- (12) 前掲、全国相互銀行協会（一九七二）、三〇～三一ページ、参照。
- (13) 前掲、全国相互銀行協会（一九七二）、三七ページ、参照。
- (14) 前掲、全国相互銀行協会（一九七二）、三九ページ、参照。
- (15) 前掲、全国相互銀行協会（一九七二）、四四ページ、参照。なお、無尽業法改正は、大正一〇年のから昭和二四年まで七次の改正が行われた。主な内容は、以下の通りである。第1次改正…余裕資金の運用制限緩和により不動産担保貸付を認め、限度額を超えた貸金を認めた。第2次改正（昭和六年）…銀行法に倣った全面的書き換え（新無尽業法）、監督規定の改正。第3次改正（昭和一三年）…最低資本金の引き上げ（一〇万円）。第4次改正（昭和一三年）…無尽簿記を期限到達式記帳法から現金収支記帳法へ改正。第5次改正（昭和一六年）…無尽会社の合同具体化、物品無尽、営業区域の拡張。第6次改正（昭和一八年）…営業年度の改正（暦年から会計年度）、信託認容。第7次改正（昭和二四年）…見做無尽の容認。
- (16) 前掲、全国相互銀行協会（一九七二）、五四～六九ページ、参照。
- (17) 前掲、全国相互銀行協会（一九七二）、九四～一〇〇ページ、参照。
- (18) 前掲、全国相互銀行協会（一九七二）、一一九～一二二ページ、参照。
- (19) 前掲、全国相互銀行協会（一九七二）、一四〇ページ、参照。
- (20) 前掲、全国相互銀行協会（一九七二）、一六四ページ、参照。
- (21) 前掲、菅正広（二〇〇九）、六八～六九ページ、参照。

（まつお じゅんすけ・客員研究員）